

令和 3 年 4 月 1 日

医学科学生各位

学務委員長 鬼島 宏

アルバイト及び公共の場における留意点について

現在、医学科学生については、アルコールを提供する飲食店でのアルバイトは「禁止」となっています。しかし、医学科学生がアルコールを提供する飲食店でアルバイトを行っているとの情報が複数寄せられています。学生の皆さんは、医学科ホームページ・学生掲示板に掲載されている「医学部医学科学生の皆さんへ（2021.4.1）」

(https://www.med.hirosaki-u.ac.jp/web/img/studentboard/20210401_1.pdf) の内容を再確認するとともに、将来医療に携わる者としての自覚を持ち、ルールを守って生活するようにしてください。

また、アルバイト先や公共の場での言動が、守秘義務違反など、懲戒処分等の対象となる場合もあります。日頃の言動・行動には十分気をつけてください。